

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が、その能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2 内 容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業法等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休養など諸制度の周知を行う。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 職場復帰後のフォロー
- 令和4年4月～ 職場復帰者へのアンケート
- 令和5年4月～ アンケート結果に伴う検討
- 令和6年4月～ 関連する情報提供の開始
- 令和7年4月～ 利用希望者への個別相談と手続指導

目標2 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施を行う

〈対策〉

- 令和3年4月～ 関連する情報提供の開始
- 令和5年4月～ 意識是正のための職員研修会の実施（年1回）
- 令和7年4月～ 職場環境等のアンケート